

東広島市農業委員会令和4年3月（第3回）総会議事録

- 1 開催日時 令和4年3月28日(月) 午前10時00分から11時48分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館8階 全員協議会議室
- 3 出席委員 22人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	木原省五	3	清水壽昭
4	窪田恒治	5	台川洋子	6	小倉亜紗美
8	古本啓之	9	大月みどり	11	黒川克輝
12	荒谷義憲	13	住井正美	14	古川國昭
15	原茂正	16	吉高信夫	17	長原毅
18	在間輝昭	19	仲伏英雄	20	杉本源藏
21	脇坂俊之	22	高尾昭臣	23	古川みどり
24	土井浩文				

- 4 欠席委員 2人

番号	氏名	番号	氏名
7	岡土居正弘	10	岡本義則

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 13番 住井正美 委員 14番 古川國昭 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第15号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について

- 議案第 16 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第 18 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 20 号 東広島市農業委員会規定の一部改正について

(5) 報告

- 報告第 9 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 10 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 11 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
報告第 12 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本	越	秀	己
局長補佐	大	下	宏	治
局長補佐	定	井	芳	紀
農地保全係主査	合	原	茂	宏
農地係主査	津	山	隆	之
農地係主任	和	田	麻	依子
農地保全係一般事務員	西	田	直	子

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主査	崎	里	恵
産業部農林水産課担い手支援係主任	豊	田	宏

議 長	<p>それでは、令和4年3月総会を開会いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行をさせていただきます。</p> <p>在任委員数が24人中22人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、13番の住井委員さん、14番の古川委員さんを指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は、令和4年3月28日一日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、会期は令和4年3月28日一日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>初めに、議案第15号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、この案件は東広島市から意見を求められているため、農林水産課より説明をいたします。農林水産課崎里主査、お願いします。</p>
崎 里 主 査	<p>それでは、議案第15号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」ご説明いたします。</p> <p>これより着席して説明させていただきます。</p> <p>配付しております議案第15号別紙をご覧ください。</p> <p>本案は、本年1月に受付しました農業振興地域の農用地区域からの除外申出等に伴いまして、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更する必要が生じたことから、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会へご意見をお伺いするものでございます。</p> <p>今回の東広島農業振興地域整備計画の変更点について、概要をご説明いたします。</p> <p>議案の3ページをお開きください。</p> <p>農用地区域からの除外についてでございます。</p> <p>本案においては、住宅や携帯電話基地局などを目的とした27件の申出に基づき、約31,038㎡を除外しようとするものでございます。これらの各案件につきましては、従前の手続に従い、庁内関係課及びJAなど関係機関と事前審査を行い、除外の可否判断を行ってきたところでございます。</p> <p>なお、各申出地における土地改良事業の有無は6ページをご確認ください。</p> <p>その結果、一覧表にあります27件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項等の除外要件を満たすことから、除外を認めたいと考えております。</p> <p>続きまして、7ページをお開きください。</p> <p>農用地区域への編入についてでございます。</p> <p>本案におきましては、中山間地域等直接支払いに取り組むことを目的とした2件の申出に基づくもので、4,727㎡を編入しようとするものでございます。農業振興地域の整備に関する法律第10条第5項の農振農用地とすべき要件を満たすことから、編入を認めたいと考えております。</p> <p>なお、今回の変更の際には、用途区分変更の申出はございませんでした。また、除外による補助金の返還等の確認状況につきましては、9ページに記載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないということなので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第15号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」、異議のない旨、東広島市長</p>

議 長	へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第15号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>この案件も東広島市から意見を求められているため、計画については農林水産課より説明をいただきます。</p>
	< 異議なし >
豊田主任	<p>私からは、総会議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明させていただきます。</p> <p>これより着席の上、説明させていただきます。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>今回議案として提出しております農用地利用集積計画は、所有権の移転に係るもので、所有権の移転は1件、面積は591㎡となっております。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。</p> <p>なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、4月5日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ご質問がないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>農林水産課の崎里さん、豊田さん、ありがとうございました。退席をお願いいたします。</p>
	< 崎里主査、豊田主任、退室 >
議 長	<p>次に、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
津山主査	<p>それでは、総会議案の3ページをご覧ください。</p> <p>議案第17号について説明いたします。</p> <p>今月は14件の申請がありました。内訳につきましては、7ページに記載のとおりでございます。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>24-1でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人自らが耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。なお、耕作面積1,543㎡は実家のある●●の耕作面積であり、今回の申請を合わせると3,162㎡となり、東広島市の下限面積を満たします。</p> <p>続いて、25-2でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、26-3について説明します。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、</p>

津山主査	<p>必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、27-4でございます。</p> <p>贈与のため、既に耕作中の申請地について持分所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、28-5でございます。</p> <p>贈与のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、29-6と30-7はお互いの農地の交換であり関連しますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>交換により、受人、渡人ともに自宅隣接の農地を取得でき作業効率がよくなるため、申請されたものです。受人にはそれぞれ2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、受人、渡人ともに所有農地を利用権により地域の農事組合法人に貸付けされていますが、いずれも法人の構成員であること、また経営地についても耕作されており、その従事状況から利用権が終了した後に常時従事できると認められることから、貸付地についても耕作面積に合算しています。</p> <p>続いて、31-8でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、32-9でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、申請農地の一部は豪雨災害により土砂が流入したままとなっており、許可後に土砂を搬出し、水稻または畑、果樹として利用される計画です。</p> <p>続いて、33-10でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、34-11でございます。</p> <p>贈与のため、既に耕作中の申請地について所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、35-12でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、36-13でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、受人は農業生産を行う法人の代表者であり、自らも直接農作業に従事されています。</p> <p>続いて、37-14でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。申請地は、これまで駐車場として使用されてきており、このたび受人が農地として取得するに当たり、波板シートやポットを活用し、その中に肥土と堆肥を入れミニカボチャを栽培される計画です。</p> <p>以上、14件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと判断しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですね。</p> <p>じゃあ、これより質疑に入ります。</p> <p>なお、議案第17号の議案のうち、27-4については、土井委員さんが関係者となっており、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。関係者分を先に審議することとして、土井委員さんにおかれましては、審議の間、退席をお</p>

議 長	願いいたします。
	< 土井委員、退室 >
議 長	それでは、議案第17号の事案のうち、関係者分について、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第17号の事案のうち、関係者分について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第17号の事案のうち、関係者分については、許可することに決定いたします。 それでは、土井委員さん、入ってきてください。
	< 土井委員、入室 >
議 長	続きまして、議案の事案のうち、先ほど許可することに決定した事案以外について、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。
住 井 委 員	13番住井です。ちょっと聞いてみるんじやが、最後の37-14、駐車場にしとってポットを入れてカボチャを植えるって農地扱いになるん。ちょっと聞いてみるんじやが。
津 山 主 査	事務処理要領のほうへ農地とはというのが第1部1ページのほうにありますので、もしお手元にお持ちの場合は一緒に見ていただいたらと思うんですが、農地というのは耕作の目的に供される土地と定義されておりまして、耕作というのは土地に労費を加えて肥培管理を行って作物を栽培することとなっております、ポット栽培が農地栽培とならないということにはなっておりません。今回の方がこの場所でポット、それから波板シートを敷いて、その中へ土を入れてカボチャを栽培されるということで、この方が農地として利用していただけるかどうか、農業に取り組んでいただける方かどうか、そういったところを審議していただければというふうに思います。
住 井 委 員	そりゃ、そこの地区の担当者が責任持ってくれにゃあ、そういう答弁じゃ答弁になってないと思うんじやが。
大 月 会 長 職 務 代 理	すいません、失礼いたします。今日、担当の委員さん、岡土居委員さんが欠席ということで、若干事務局とか岡土居さん自身の現場確認とかをもって岡土居さんの意見ということで文書を預かっておりますので、読ませていただいてよろしいでしょうか。
住 井 委 員	はい、どうぞ。
大 月 会 長 職 務 代 理	願いいたします。 まず、申請地の営農については、砂利ではあるが、ポットやシートで囲った根域栽培のような感じでカボチャであれば可能ではないか。カボチャは根が浅いため、ポット栽培は可能であり、申請地は水はけがよいので、やる気があれば営農は十分可能である。農地としての利用をしてもらう分には文句はない。もう一つ、岡土居さん自身もカボチャを根域栽培ということでした経験があり、栽培エリアとしては適当ではなかろうかという意見書をいただいております。
住 井 委 員	分かりました。
議 長	ありがとうございました。
高 尾 委 員	22番の高尾です。さっきの質問のところなんですが、砂利を入れて駐車場になつとるという話で違反転用みたいな感じ。転用を届け出とってじゃないんじやろう。
津 山 主 査	申請地につきましては、今回の申請を機に履歴等を調べてみたんですが、転用しているというような履歴はございません。今後、受人が農地として利用するということでの申請が出ております。
高 尾 委 員	駐車場で使ようたんじゃないん。
津 山 主 査	駐車場として使っておられたのは、譲り渡す側の方のほうが先代がそういった使い方を始めてしまって、今その方は亡くなられて、遺族の方がよく分からずにそのまま継続していたということは聞き取っております。
高 尾 委 員	買う人が今まで買った農地が何か所かありますよね。その管理がいい具合にできたらんと

高尾委員	いう話も聞くので、今回ポットを使うてカボチャを作るという話ですが、後をどう感じるか。3年3作を基本的にはせにやいけんの、それができるかどうか、確認がどれぐらいまで取ってあるのかを聞きたい。
津山主査	申請者につきましては、不動産業を営んでおられますけれども、農業大学を卒業されて、●●のほうで10年間兼業農家を営んでおられます。現在は、よく多分ご存じかと思うんですけど、●●の自宅の周辺で水稲、それから畑、無農薬栽培を自宅周りではやっているということでした。それから、申請地の北側に西条町●●、こちらでは柿を作付されております。あとは、八本松町●●、こちらでは柿の作付準備の段階、それから志和町●●につきましては獣害と水路崩壊ということで現在の作付には至っておりませんが、作付が可能な程度で保たれているということで、各担当委員さんにも確認はお願いをしておりますけれども、あとこの方は過去には園芸センターにて1年間の柿栽培、それから接ぎ木の講習も受講されておまして、営農の技術についてはしっかりあっておられるというふうには見受けられます。農地の取得については、申請者のほうにも、まず耕作が目的だということで耕作を継続していただくと必要があるという説明はさせていただいております。
高尾委員	やるというてんじゃ。
住井委員	高尾さん、そりゃ、すぐにアパートが建つど。
高尾委員	いずれにしても、作ってもらわんことにゃあ、そのまますぐアパートか駐車場になつとんじや具合が悪いから、そこら辺の確認を。
議長	今ほかのところに3か所ぐらい、志和とか八本松、●●で耕作されとるんですよ。実際に担当の委員さんらに確認をされとんで、今、仲伏さんが手を挙げられとったんで、よろしくお願いします。
仲伏委員	19番仲伏です。地元なので、地元の耕作状況は確認をいたしました。地元においては確実に農業をやっておられる。今のところについてはどうか分かりませんが、地元ではやっておられるというだけは伝えておきたいというふうには思います。
議長	ありがとうございます。 志和の清水委員さん、どんなでしょうか。
清水委員	現地を見に行っただけなんですけども、草を刈ったら畑になるであろうという感じではあるんですけど、水は来んし、鹿、イノシシが来るんで囲いをして無理だし、畑として辛うじて作れるとは思いますが、何を作っても多分無理だろうという土地ではあるんですが、とにかく草を刈っていただくということをこの間言うのは言っといたところです。
議長	ありがとうございます。 次に、黒川委員さんの地区であるんですが、どんな状況なんでしょうか。
黒川委員	11番の黒川ですが、私のところの土地は4年ぐらい前に取得されたんですよ。これは不動産屋同士の売買であって、作る目的ではなくて、農地だから買ったという形で、買われたときの年は草刈りに来られたんですが、それから3年ぐらい全然一度も来なくて草を刈っておられなかったんですよ。去年の私が稲刈りするときには刈っていただけたと。だから、結局不動産屋同士の売買であって、耕作目的じゃないと思うよ、私は。そう思います。じゃから、一度も来られたことはないし。私は今土地の下を水稲耕作してますから、邪魔になってしょうがないんですよ、草が。今の方が買われる前に、私が土地を借りたのは19年ですから、19年に土地を借りて稲作をするときは草ぼうぼうだったんですね、前地主さん。それで、草を刈ってくださいと言ったら草を刈られて、不動産屋さんの看板が立ったんですよ、土地を売りますという。おかしいな、田んぼ途中の看板が立つからと思ったら、何日かしてすぐまた撤去されました。それで、主人が亡くなったから、今の方に売買されたんですよ。今回、多分そうだと思います、私としては。主人が、さっき聞いたら、あちこち買っておられますよね。それを全部管理ができないから、売買されるんだと思うんです。じゃから、今の私らが作ってるすぐ上は一度紹介したんですよ、ブドウを植える。だったら、ブドウが植えられるからというて断られたんです。そういういきさつもあるから、多分耕作目的じゃないと思います。 以上です。
議長	ありがとうございます。

議 長	皆さん、どうでしょうか、意見があれば。農地としてやるということで申請はされとるんで、先ほども出とんですが、ミニカボチャでポットに入れて40個ぐらい……。
住 井 委 員	何するか分からんて。面積が広いわ。
議 長	まあそうですが、一応そういう40個ぐらいでやるんで、先ほどもあったんですが、本人さんは農業関係の大学を出られて、それで農業に関してやるということでなっております。
住 井 委 員	大方2反じゃけんの。広いわ。農地じゃねえと買えんのじゃろう。安いんじゃろう。安いんじゃの。
議 長	ほかに何か意見があれば。
古川（み） 委 員	23番古川です。2か月か3か月ぐらい前だったと思いますけど、不動産の方が農地を買われるということで、岡土居さんが関係してらっしゃったんですが、買ってらっしゃってもうまく維持管理がしてないので、また新しいところを買うのはおかしいんじゃないですかって私は言わせてもらったんですが、それと一緒にじゃないかと思えます。志和のほうにしたってできないならできないなりにどうにかするとか、原のほうだって草刈りをしていくとか、そういうふうな管理ができてらっしゃる方だったらいいかもかもしれませんが、●●と●●といったらちょっとまた離れてますし、本当にできるのかとちょっと不安になってきます。それから、栽培方法も、広い土地があるのに、じかに土地に植えなくて袋の中に植えて栽培するっていうやり方もどうなんかな、それは一時的なものでひょっとしたらあとはまた何か違うことに使おうと思うとってんじゃないかなという気もしますが、だから私はあまり賛成はできません。
議 長	ほかには。ご意見がございましたら。
住 井 委 員	ポットへ入れてできるわけじゃない、カボチャが。夏に水が要るのに。2反ほどあって。もうちょっと事務局も性根入れてから調べえや、出たときに。ポット栽培で2反ほど植えられるもんか、夏に水が要るのに。
局 長	すいません、津山のほうから最初説明をさせていただいたとおり、3条で農地を取得するという申請されて、向こうの申請者の言い分はちゃんと説明させていただいたつもりです。実際に住井委員さんが言われるように、その土地で実際に農業として使えるかどうかは事務局では判断できません。古川委員さんがおっしゃるように、土を全体に入れてという考え方もあるでしょうし、向こうの申請者が主張するように、作るところだけに土を入れて栽培するという考え方もあるんだと思います。それを事務局がそこで実際にできるかどうかというのは判断ができないので、委員の皆さんで判断していただければと思います。さっき津山が言いましたように、本人としては農業の知識もあって実際に作ってるところもあるということで、八本松については委員さんも言われたとおり、今はしてないですが、柿を植える準備をしますということですし、志和についてはいろいろな有害鳥獣とかということではなかなか作りにくい状況ではあるということは聞いた状況で申請を受け付けてますので、実際にあそこで農業、カボチャが栽培できるかどうかは皆さんで判断していただいて、いいか悪い判断していただければと思います。 実際に高尾委員さんがおっしゃっていただいたように、あそこが以前から許可なく駐車場として利用されていたということで、実際にあそこは農振区域で農地なので、今後駐車場に転用することは基本的にできない場所です。そこを申請者が農地として使うという申請が出たので、一応受けさせてさせていただいております。
高 尾 委 員	砂利のところへポットをやってできんことはないと思いますが、かん水設備やなんかをちゃんと整うとったらできると思いますが、お天道さん相手にいくというんじゃちょっと難しいと思います。ちょっとじゃない、かなり不可能と言うていい感じで。まして下が碎石ということになると極端なこと言ったら、コンクリートの上へ土を持ってきて作るようなもので、かん水設備やなんかを十分でないにしても、ポンプの一台でも据えてやるような方法でもう一遍これは申請し直してもらったほうがわしいと思うんじゃけどね。
台 川 委 員	準備ができてからね。
住 井 委 員	申請するときに、バラスを取るとかというてうそでも書きやええんよ。
古川（み） 委 員	23番古川です。以前のときに不動産の方がうちの近くに取得されて一応柿とか栗とか植えてらっしゃるんですけど、結局は盛土をしてそこに植えてあるだけで、ほかのところはバラス

古川 (み) 委員	が敷いてあるんですよね。そうすると、それは農地として認められないというて言われたんですよ。だから、これは本当に農地になっていくのかなと思うんですけど。だから、やっぱりもうちょっと慎重に考えてしたほうがいいのかと思います。
津山主査	今のバラスの話で補足なんですけど、岡土居委員さんに確認をさせていただいたところ、カボチャであればこの農法でできないことはない。ただ、ほかの作物、ジャガイモとかそういったものだとそれはもちろん駄目だと。相手がカボチャと言うんなら、カボチャなら確かにできんことはないよというご意見はいただきました。
荒谷委員	マニュアル的にはない。
住井委員	まあでも、反対はできんけんの。駄目じゃ言うことはできんけん。
高尾委員	そりゃ何でもちゃんとして、かん水設備を整えとったら、ほかのもんでもできると思うんですよ。何ぼカボチャが強いというても。
住井委員	わしもやったけど、できやへん。身が1個か2個じゃ。
高尾委員	と思うけどね。
長原委員	17番の長原です。この議論を長くやっても結論は出んじゃないですか。今結論を早う出してください。これは保留せにゃいけんですよ、当然に。それで、これを保留にして、あとの分は採決を諮ってもらったら。それで、この方については不動産業でしょう。不動産業をやられとるでしょう、主体は。いろいろ話を聞きよると、どうも自宅の近くはやっておられるけど、ほかの地域ではどうも農業をやってないという状況が見えるんですよ。そういうことで、不動産業が主体であれば土地転がしなんです。こういう方にこの農地を譲り渡すということはもってのほかですよ。それから、カボチャを生産する。2反の土地ですよ。カボチャを作って農業所得が上がるんです。絶対上がらないですよ。もうけにならないと思いますよ。それはどうも土地を転がす考え方で、簡単にできるカボチャをポット栽培しようというような考え方なんです。それだから、これについては何ぼ議論してもいいことにならんです。それだから、これは保留にして、あとのもんを早急に審議してください。
住井委員	そうしよう。
議長	分かりました。 それでは、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」のうち、申請番号37-14以外の案件について、許可することについて賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」のうち、申請番号37-14以外の案件については、許可することに決定いたします。 議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」のうち、申請番号37-14について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。 先ほどの審議の分です。 休憩を取らせていただきます。
	< 休憩 >
	< 再開 >
議長	ただいまより再開いたします。 皆さんの意見が何かございましたらお願いします。
小倉委員	6番の小倉です。この土地について、今の所有者の方が持ち続けたとしても農地として活用するっていうのが今難しい状態だというふうに認識してるんですけども、それは合っているかどうか確認をお願いします。何かデータがあれば……。
津山主査	譲渡人のほうは、理由としては高齢女子だけとなり管理労力が不十分であるというのが申請理由になっておまして、農地としての活用は今後できないというような申請内容になっております。
小倉委員	ありがとうございました。
議長	ほかにはないですか。
高尾委員	22番高尾です。栽培ができる条件を整えばいいんですけども、かん水設備とか、それから2反ぐらいのかなり広い面積へ10本や20本のカボチャを植えたんじゃ、まるで買うためだけ

高尾委員	の作業というか栽培ということになるので、カボチャを植える場合は私らでも10a当たり500本ぐらい植えてもなかなかいいことにならないので、そこら辺の環境も整えてから申請を出し直してもらうたらいいんじゃないかな。
住井委員	2反カボチャを植えたら取るんが大ごとじゃ。
津山主査	申請者から聞き取れてる内容としての説明をさせていただきます。 今かん水設備という話のございませけれども、申請者のほうではポット栽培やそういった波板シートに土と堆肥を入れて、それから苗を植え付けると。苗が活着するまでは水がしっかり要るんだけど、活着後は水やりというのは特に不要だと。
住井委員	ばかなことを。ばかなことを言ようる。
津山主査	そのままの状態栽培ができるということは言われておりました。水はけのほうも、下の砂利であるものをのければ砂利の下はすぐ土なので、水はけにも支障がない、カボチャには十分育つというのは申請者のほうはその方法にそういったことは言われております。それから、作付の数については、シートを使って作付するかポットを使って作付するかという両方を検討されておられますが、波板シートで丸く円を描いて大体30から40、コンテナを使用する場合は68ほど置く予定だということは伺っております。
住井委員	子供のおもちゃじゃ、そんなの受けたんけ、2反で。
津山主査	岡土居委員さんにも確認はさせていただきました、面積的にはつるも伸びるんでこれぐらいじゃろうという話のございませ。
住井委員	ばかなことを。
高尾委員	そりゃ万次郎を植えりゃできるよ。できるが、水なしというのは活着してからでも無理と思う。万次郎南瓜じゃったら、それは1反へ3本ほど植えときゃ何とかなるよ。じゃけど、それも水が十分にあっての話ですから。
住井委員	1反に3本ほどでええ南瓜があるんですか。
津山主査	私の説明が不適當だったらいけないので、意味合いとしては、水やりは最初のときはタンクを持ってきてやるんだと。その後、活着してからは、基本的には雨とかそういったもので賄っていけるんだという趣旨であったと理解しております。
住井委員	7月にはしまいには枯れるわ。
高尾委員	2mほど伸びたら枯れるわ。
台川委員	5番台川です。先ほど長原さんも言われたように、このままぐだぐだ言ってもいつまでたってもあれができませんので、賛成か反対か決を採っていただければと思います。いかがでしょうか。
議長	意見も出ましたんで、もう採決に入らせてもらいます。 それでは、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」のうち、申請番号37-14について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 少数挙手 >
議長	賛成少数ですので、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」のうち、申請番号37-14の議案については、不許可とすることに決定いたします。 採決の結果、申請番号37-14の議案については不許可とすることに決定いたしました。不許可とする場合には申請人に対しその理由を適切に提示しなければならないことになっております。したがって、不許可とする理由について委員の皆様にご確認をさせていただきたいと思っております。 不許可については、先ほど理由は……。
局長	今、会長から説明がありましたように、不許可とするには不許可とする理由が要ります。今皆さんの意見から出た中身からしたら、不許可の理由としては、実際に持たれてる農地が3か所か4か所があるうちの2か所ぐらいが適切に農地として利用されていないということか、あそこの土地で農業ができないというのはなかなか理由としては厳しいような気がするんで、もし不許可とするんでしたら今お持ちの申請人の農地が実際に適切に管理されていないというような理由かと思うんですが、いかがでしょうか。
清水委員	手を挙げなかったという理由としては、皆さんこの書類、僕だけしか持ってないのかも分からんですけど、志和の土地は水路がこの間見たらお水で壊れてて田にはならないということ

清水委員	<p>だったんですけども、持ち主がどなたかというのはそのときに僕らも知ったんですよ。どこの方かというの、近所の人も誰も知らないんですよ。山の下の荒地と言ったらなんですけども、とにかく大型農機も入らないような土地なんです。水はどうするんかといったら山水を取るとか言われるんですけども、一滴も来るとなると気配はないところで、それからイノシシ、鹿で荒らしまくるとなるとこの間現場を見に行ったらとにかく草を刈ってもらえれば畑になるだろうという返事をした状態の場所なんです、志和の土地は。だから、草を刈っていただければ何とかなるんじゃないかという返事をしたというのがさっきの返事でありまして。</p> <p>ほかに、これはよその土地で僕が言うのもなんなんです、上三永の土地なんかは水不足と鹿、イノシシの被害とかという状況、理由になってるんですね。</p> <p>それから、八本松、原は事業中断となってるんですね、田んぼが2枚。柿栽培予定とかという。これはもう柿を植えられるかどうか、その結果を教えてくださいたいんですよ、●●と●●●。事業中断という意味は何なんですか。括弧で柿栽培予定となっております。</p>
津山主査	<p>こちらの八本松町原については、先ほど黒川委員さんがおっしゃられた経営地の話なんですけど、柿を栽培予定ということで動いておられるけれども、なかなか草刈りもしていただけてなかったというような現状で、今から柿を栽培していくんだという意味でここは書いておられるということだったんで、今後はそこら辺の作付の状況を確認する必要が出てきます。</p>
清水委員	分かりました。
住井委員	何年に取得した言うた。
黒川委員	5年前ぐらい。
住井委員	5年前。
黒川委員	5年ぐらい前じゃ。
住井委員	じゃあ、5年間放つとということ。
窪田委員	<p>4番窪田です。だから、結局認められない理由としては、自宅周辺の農地はやられてるけど、ほかに3か所、4か所市内に持たれてますよね、農地を。それについては適切に農地として活用されてない、これが第1の理由。今回の申請の土地についても、農地としての利用は認めにくいということで否決したということじゃないかと思うんですけど、農業委員会として。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>じゃあ、理由といたしましては……。</p>
窪田委員	どうでしょうか。
住井委員	ええんじゃねん。
清水委員	志和としてはとにかく草刈りをどんどんしてもらってれば畑としては利用できるという。ほかは僕は分かりません。
議長	<p>意見をいただいた中で、理由といたしましては、4番の窪田委員さん、清水委員さんもあるんですけど、近くのほうは管理をされとんじやが、ほかのそこについては管理がまだ全体的に届いてないということと、それから現申請地は今の状況では農地としては難しいということでしょう。</p>
	< 異議なし >
議長	<p>それじゃあ、そういうように報告をさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>それでは次に、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
大下局長補佐	<p>議案の8ページをお願いいたします。</p> <p>議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>今月は3件の申請がございました。</p> <p>まず、申請番号5-1は、●●における庭敷及び駐車場への転用事案でございます。申請</p>

<p>大 下 局 長 補 佐</p>	<p>地は、枠外にあるんですが、●●がこちらにありまして、そこから●●方面へ500mほど南に進んだ一団の農地の区域内に位置しております第1種農地で、申請人は隣地にお住まいの方でございます。この申請人の宅地は庭が狭く、駐車場も十分に確保できていなかったことから、自宅に隣接する農地を庭敷及び駐車場として利用するため、転用許可申請をされたものでございます。</p> <p>このように、申請地におきましては、転用許可を得ることなく既に庭敷としての利用がされておりました。事後の申請となりましたことから、始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を指導しております。</p> <p>続きまして、申請番号6-2は、●●における農家住宅への転用事案でございます。申請地は、●●、●●がここにありますけれども、その東約500mに位置する圃場整備地の第1種農地で、申請人は隣地にお住まいの方でございます。申請人は、隣地の住宅で息子家族と同居をされておりますが、このたび申請地に離れの農家住宅を建築することとされ、転用許可申請をされたものでございます。</p> <p>こちらが自宅でございます。この申請地は、土地改良事業施行区域内にある第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、申請地は本年3月8日付で農振農用地から除外をされております。</p> <p>最後に、申請番号7-3は、●●における貸駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●から南に約300m、こちらは市街化区域になっております。市街化区域に近接する市街化第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請地近くで飲食店を経営しております●●がこちらに新店舗を建築するというので、こちらが申請地ですが、申請地に隣接する宅地を併用して新たに従業員用の貸駐車場とするために転用許可申請をされたものでございます。</p> <p>以上の事案につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。</p> <p>なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号の5-1と6-2、この2件を意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」、5-1と6-2については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」、5-1と6-2については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。 次に、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>和 田 主 任</p>	<p>それでは、総会議案の10ページをご覧ください。 議案第19号について説明します。 今月は13件の申請がありました。内訳については、総会議案の14ページをご覧ください。 内容については、座って説明させていただきます。</p>

和田主任

それでは、49-1について説明します。

車両置場への転用事案です。申請地は、●●の北東に位置し、●●地区として昭和44年から平成9年にかけて農業構造改善事業により整備された第1種農地です。受人は●●に本店を置き、自動車販売業を営む法人です。現在、会社敷地が手狭となっており、中古車両の保管場所が不足しているため、代表者の自宅に隣接する本申請地を中古車置場として転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、農振農用地からは令和4年3月8日付で除外済みです。

続いて、50-2について説明します。

養魚場への転用事案です。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、淡水魚の養殖及び販売業を営む法人です。現在養殖をしているニシキゴイについて近年国内外での需要が高まっており、事業規模を拡大をするため、本申請地を養魚池として転用しようとするものです。なお、農振農用地からは令和4年3月8日付で除外済みです。

続いて、51-3について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。

続いて、52-4について説明します。

資材置場及び工事用地への転用事案です。申請地は、●●の西に位置し、●●工区として昭和58年度から平成3年度にかけて実施された団体営圃場整備事業により整備された農用地区域内農地です。受人は、地元住民の要望による●●地区の上水道整備を目的とし、市道のり面に加圧ポンプを設置する予定であり、工事に際して擁壁の床掘断面が隣接する本申請地に入ること、また工事車両の通路及び工事資材置場が必要であるため、工事予定の令和5年3月31日まで一時的に利用するため、申請されたものです。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号イ、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして、農振農用地の不許可の例外に該当します。

続いて、53-5について説明します。

進入路への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は●●に居住しています。受人は、隣接地に畑を所有され耕作しておられますが、当該畑への進入路がなく、以前から本申請地を所有者の合意の下、通行されていましたが、このたび土地の譲渡について合意に至り、本申請地を自己の畑への進入路として農地転用の許可申請をされ、所有権移転をしようとするものです。

続いて、54-6について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の北東に位置し、●●地区として昭和56年から平成2年にかけて団体営圃場整備事業により整備された第1種農地です。受人は現在、申請地に隣接する祖父宅で家族と同居されています。このたび祖父の所有する農地に住宅を建築するため、転用しようとするものです。

敷地面積については、一般住宅としての適正面積を超過しておりますが、のり面部分を含むため、有効活用面積は少なくなっております。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。また、農振農用地からは令和4年3月8日付で除外済みです。

続いて、55-7から56-8は、同一事業者による事業であり関連しますので、一括して説明します。

受人は●●に本店を置き、建築工事及び不動産業等を営む会社です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。このたび本申請地に建売住宅32棟を建築、販売するため、転用しようとするものです。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。

続いて、57-9について説明します。

和田主任	<p>養鶏場への転用事案です。申請地は、●●の北西に位置し、●●地区として昭和60年から平成4年にかけて団体営圃場整備事業により整備された農用区域内農地です。受人は●●に本店を置き、農林水畜産の生産、加工、販売業を営む法人です。このたび新たなブランド地鳥として開発された東広島こい地鶏を養畜するため鶏舎及び放鳥場を整備するため、本申請地を転用しようとするものです。本件は、農地法第5条第2項ただし書に規定する「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」として、農用区域内農地の不許可の例外に該当するものです。なお、農振農用地用途区分の変更の手続について、3月11日付で変更済みです。</p> <p>続いて、58-10について説明します。</p> <p>資材置場及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の南に位置し、●●地区として農業生産法人等育成緊急事業により実施された圃場整備の施行区域内の第1種農地です。受人は●●に本店を置き、土木建築業を営む法人です。受人は、現在資材置場が会社から約1km離れた場所にあり不便であること、また従業員駐車場が手狭であることから、会社に隣接する本申請地を資材置場及び従業員駐車場として整備するため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する第1種農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>続いて、59-11について説明します。</p> <p>資材置場への転用事案です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、設備工事及び配管材料の製造及び販売業を営む法人です。申請地の隣接で志和工場を営んでおられますが、このたび工場の2階部分の減築工事に伴い資材等を置く必要が生じたため、本申請地を資材置場として転用しようとするものです。</p> <p>続いて、60-12について説明します。</p> <p>庭敷への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は●●に居住されています。このたび居住用の住宅と併せて、隣接する本申請地を取得し、庭敷として整備するため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、61-13について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。受人は●●の賃貸住宅に居住されています。このたび学校や店舗に近く便利な本申請地に住宅を建築するため、転用しようとするものです。なお、申請地には一部砂利が入っており、始末書を添付の上、農地転用の申請をさせていただきます。</p> <p>以上、説明しました13件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は上程議案中、49-1、50-2、52-4、54-6から58-10を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、それでは質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
古本委員	<p>8番古本です。担当の委員なんですけど、補足ではなくて質問なんですけど、57-9です。今後鶏舎が建つということなんですけど、ここは民家の前だと思うんですけど、そこはしょうがないですか。</p>
和田主任	<p>民家はこちらのほうにすぐ横にある民家でよろしいですかね、こちら。</p>
古本委員	<p>空き家だったとは思いますが。</p>
和田主任	<p>今回の譲渡人さんの家になっておりますが、空き家です。譲渡人さんは●●のほうに住まれているので、今現在空き家状態です。</p> <p>●●さんが養鶏場を造られるわけですけども、トイレを利用したりとかそういうことで駐車場としてその家を使うというふう聞いております。</p>
古本委員	<p>分かりました。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>ほかにご質問、ご意見はございませんか。</p>

	< なし >
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、49-1、50-2、52-4、54-6から58-10については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、49-1、50-2、52-4、54-6から58-10については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第20号「東広島市農業委員会規程の一部改正について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
定 井 局 長 補 佐	<p>それでは、説明の前に、事前に送付をさせていただきました議案に印刷ミスがございましたので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>本日お配りいたしました議案第20号「東広島市農業委員会規程の一部改正について」の表紙が印刷から漏れておりましたので、差し込みをお願いいたします。</p> <p>このため、本日お配りした表紙が15ページとなり、議案の15ページが16ページに変更となります。訂正しておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは、議案第20号「東広島市農業委員会規程の一部改正について」説明をさせていただきます。</p> <p>議案の最後のページをご覧ください。</p> <p>先ほど15ページを16ページに訂正をさせていただいたページでございます。</p> <p>着席にて説明をさせていただきます。</p> <p>本議案は、この4月からの本市の組織改編に伴いまして、東広島市農業委員会規程の一部を改正しようとするものでございます。</p> <p>まず、農業委員会規程についてでございますけれども、本規程は委員会の円滑な運営を図るために必要な事項を定めたもので、この規程の中に、事務局及び各支所で管理をしております公印の管理につきましても定められております。今回この4月からの組織改編によりまして、黒瀬支所、河内支所及び安芸津支所におきまして新たに産業建設課が設置され、農業委員会に関する事務が産業建設課に移管されることに伴い、農業委員会規程で定めております公印の管理者につきましても組織改編に合わせた規程の整備を行おうとするものでございます。具体的には、議案と一緒に送付をしておりました新旧対照表のとおり、各支所における公印の管理者を現在の各支所地域振興課長から、黒瀬支所、河内支所及び安芸津支所においては産業建設課長、福富支所、豊栄支所においては地域振興課長に改めるものでございます。このたび本市の文書審査を行います担当部署の審査も通りましたことから、一部改正の議案として上程するもので、令和4年4月1日の施行を予定しております。なお、改正後の東広島市農業委員会規程の本文について抜粋したものを本日資料2として配付をしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問等がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ご質問はないということですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第20号「東広島市農業委員会規程の一部改正について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第20号「東広島市農業委員会規程の一部改正について」は、原案の</p>

議 長	<p>とおり一部改正することに決定いたします。 続きまして、日程第4の報告に入ります。 報告第9号から報告第12号について事務局の説明を求めます。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>資料の報告事項をお願いいたします。 報告第9号から報告第12号までは、東広島市農業委員会事務局規程第7条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 座って報告をさせていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第9号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は4件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 3ページをお願いいたします。 報告第10号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 4ページから6ページまでをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は10件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 7ページをお願いいたします。 報告第11号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 8ページから11ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は25件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 12ページをお願いいたします。 報告第12号「農地転用届出の受理について」でございます。 13ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、日程第5のその他に入ります。 委員から何かございましたらお願いいたします。</p>
古川（み） 委 員	<p>23番古川です。この間3月10日に農機具等安全取扱講習会を女性部会の行事の一つとしてさせていただきました。20名の応募で人数を切りましたので、その日は1人欠席の19名、女性農業委員が3名、それから会長さんに来ていただいたので4名ですけど、皆さん熱心にいろいろ聞いてくださって、機械に何かしら触っては帰っていただきました。それで、また来年も来てもいいですかというような声もいただきましたので、それを励みにしてまた来年もできたらやりたいと思います。アンケート結果を踏まえてまた考えていきたいと思いますので、よろしく願います。今後ともよろしく願います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続いて、事務局から報告がございましたらお願いいたします。</p>
定 井 局 長 補 佐	<p>それではまず、令和4年度の総会スケジュールについてご説明申し上げます。 お配りしております資料4、令和4年度東広島市農業委員会総会スケジュールとある資料でございます。 来月4月以降の総会の開催予定日及び開催時間について記載をしておりますので、ご参考にしていただければと思います。なお、お配りしております予定表は日時のみを記載しておりまして、開催場所につきましては、会議室の確保状況により変更の可能性があることから、総会開催の前にお送りいたします通知文にてご案内をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。 総会スケジュールについての説明は以上でございます。続いて全体研修会の開催につい</p>

定 井 局 長 補 佐	<p>てご案内をさせていただきます。</p> <p>こちらについては、資料はございません。</p> <p>来月4月22日金曜日でございますけれども、農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんを対象といたしました全体の研修会を開催をする予定でございます。場所はJA広島中央農協さんの会議棟で、午前と午後と各地区を2回に分けて開催をする予定でございます。4月の上旬に案内文書を送付させていただき予定としておりますので、ご出席いただきますようお願いいたします。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
合 原 主 査	<p>事務局の合原です。私からは資料5について説明させていただきます。</p> <p>昨年の7月から9月にかけて実施しました農地パトロールについて、結果を取りまとめましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>着席にて報告させていただきます。</p> <p>お配りした資料の農地パトロール実施後の結果状況、令和3年度全市をご覧ください。</p> <p>この表は、左の列から順に、分類、令和2年度、令和3年度、そして増減を記載しております、このうち令和3年度、増減について読み上げさせていただきます。</p> <p>まず、分類での農地台帳ですが、農業委員会で保有しております農地台帳における農地の筆数と面積を記載しております。市内全体において令和3年度は14万1,848筆、8,750.7haで、前年度と比べて4,141筆、57.7haの減となっております。</p> <p>次に、農地の判定分類別としまして、耕作地ですが、11万2,942筆、6,882.5haで、前年度より5,414筆、116.0haの減となっております。次に、不作付地ですが、2万3,915筆、1,562.8haで、前年度より1,668筆、91.9haの増となっております。続いて、遊休農地ですが、1,227筆、77.1haで、前年度より73筆、5.7haの減となっております。そして、非農地ですが、2,836筆、162.1haで、前年度より19筆、3.0haの増となっております。変わって、被災農地ですが、928筆、66.2haで、前年度より341筆、30.9haの減となっております。</p> <p>総括的なこととしまして、前年度と比較して転用などにより農地の面積は減少しております。一方、A分類の遊休農地は前年度と比べて少し減っておりますが、F分類の不作付地は大きく増えていることから、耕作されていない分類であるF分類の不作付地、A分類の遊休農地、そしてB分類の非農地の3分類の合計で見ますと増となっております、耕作されていない農地は拡大しております。</p> <p>変わって、ページを開いていただきまして、次ページには令和2年度と令和3年度の農地パトロールの結果を町別に記載したものでございます。各町の筆数、面積の読み上げは省略させていただきますので、後ほどご確認ください。</p> <p>なお、町別での判定分類別に地番を記載したもの、そして農業委員及び推進委員の方から提出された農地パトロールにおける現地確認用の地図、Aゼロ版の図面については、本日お配りした農地パトロールの結果状況の資料とともに、来月開催予定の全体研修会または各地区の協議会の際にお渡しさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他ありませんでしょうか。</p>
局 長	<p>先ほど農地法3条の関係で1件不許可という結論が出ましたので、いま一度ご確認をさせていただきます。</p> <p>不許可の理由といたしましては、窪田委員さんからの発言もあったように、実際に申請者の持っている農地について現在農地としての活用をされていない部分があるということと、申請の農地について申請者の申請では農地として利用できないのではないかと理由でよろしいですか。</p>
住 井 委 員 局 長	<p>下手したら非農地になるで。</p> <p>今言った理由から、農地法の3条に照らして譲受人が農地取得後において耕作等の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められないということにさせていただいてよろしいですか。</p>
	<p>< 異議なし ></p>
局 長	<p>じゃあ、そのような不許可の理由としてそれをさせていただきますので、よろしく願いし</p>

局 長	ます。
台 川 委 員	5番台川です。1つ提案があります。今年の3月3日の中国新聞に、読まれた方もあろうかと思いますが、大崎上島町議の長期欠席で報酬減提案へというのがあります。市議会と農業委員会は違いますが、たった年12回の総会に、年に1回か2回は冠婚葬祭その他で欠席されることもあろうかと思いますが、3回以上欠席された場合、報酬減をするという提案をさせていただきます。
局 長	今、台川委員さんがご提案された件につきましては、すぐにどうこうという結論にはならないので、今後皆さんで意見を交わしていただければと思います。議会とかというのいろいろな理由で欠席される方はいらっしゃいますので、欠席の理由によって、ただ出席しないから報酬を下げるとかという意味じゃなくて、欠席の理由いかんによって多分決めているはずなので、そういったのも……。
台 川 委 員	それはもちろんだと思います。
局 長	それを踏まえてまた今後皆さんで意見を交わしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。
吉 高 委 員	16番吉高です。4月の初めに提出期限があります水稲生産実施計画書、これには地名地番とかどういう作物を作ってるかという情報を東広島市地域農業再生協議会宛てに出してるんですけど、これは今、推進委員が9月に現地調査をされてますよね。それとある程度調整は、利用されてるのかどうかというのをお聞きしたいんですが。あれは确实、目で見るよりは生産者が報告するわけですから、結構利用価値が私はあるんじゃないかと思うんですけどね。
定 井 局 長 補 佐	毎年7月から9月にかけて農地パトロールを農業委員さん、推進委員さんに実施いただいておりますけれども、このパトロールはあくまで耕作されているか、それともされていないか、それと遊休農地の状況であったり、非農地化していないか等々について目視で確認をさせていただいております。今の吉高委員さんがおっしゃられた農林水産課の再生協のものについては、水田活用交付金の件もありまして、筆ごとに何を耕作されているかということをご記入いただくものでございますけれども、今のところ調整というか、お互いに相互利用というのはしておりませんが、あくまで農地パトロールにつきましては先ほど申し上げましたような農地区分を判断することによって今後農地の利用最適化を図るということを目的としておりますので、相互利用については今後の検討という形でさせていただければと思います。
吉 高 委 員	私が申し上げたのは、推進委員の仕事量が資料を提出したのが利用できるのであれば少なくともなるから、利用されたらどうかということだけのことでした。ありがとうございました。
議 長	どうもありがとうございました。 ほかはないですね。
	< なし >
議 長	ないようですので、委員の皆様方には長時間にわたり、私の不手際もあつたんですが、時間をかけて審議、誠にありがとうございました。 それでは、大月職務代理者から次回の総会についてを報告いたします。
大 月 職 務 代 理	失礼いたします。まず、2月の終わり頃だったと思うんですが、農業委員、推進委員の広島県での合同研修会というのがコロナで中止になりまして、市役所のほうでウェブ会議で出席させていただきましたけれども、先ほど農業委員の欠席状況とかということもありましたが、取りあえずここで提案されたことは、活動記録の充実っていうか、それが総会出席とともにかなり強く求められておりますので、委員の皆様にはささやかな活動でもよろしいので、ぜひ記録のほうをよろしくお願ひしたいと思います。 では、次回4月総会は4月28日木曜日午前10時から予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。なお、開催場所につきましては、議案書通知におきましてお知らせしますので、ご了承くださいませ。ありがとうございました。
議 長	ありがとうございました。 委員の皆様方には長時間にわたり審議、誠にありがとうございました。 それでは、以上で3月総会を閉会いたします。 お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 13番 住井 正美 委員 14番 古川 國昭 委員

※ 議事録署名委員 古川國昭は令和4年7月20日に死去したため署名不能